

平成22年度 事業評価書（事前）

## 「チーム医療実証」事業（新規）

平成22年9月

医政局医事課(村田善則課長)

## 1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は下図の網掛け部分に位置付けられる。

基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
施策大目標 分野	地域医療体制の整備	医療従事者の確保	利用者視点に立った医療サービスの促進	政策医療（がん、脳卒中、心臓病等）の推進	感染症、難病対策	医薬品・医療機器の適切な利用の推進	血液製剤の安定供給	ワクチンの安定供給	新医薬品・医療機器の開発促進	医療保険制度	健康づくりの推進	健康危機管理				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策中目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</td> </tr> </tbody> </table>													施策中目標		I	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
施策中目標																
I	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること															

## 2. 関連施策の経緯と現状 ー問題点と解決の方向性

---

### （問題点と解決の方向性）

近年、医師をはじめとした医療提供者に対しては、質が高く、安心して安全な医療を提供することが求められ、また、医療の高度化や複雑化に伴い業務が増大していることが指摘されているところである。このため、多種多様な医療スタッフが、各々の高い専門性を前提とし、目的と情報を共有し、業務を分担するとともに互いに連携・補完し合い、患者の状況に的確に対応した医療を提供する「チーム医療」を推進する必要がある。

しかしながら、様々な医療現場で「チーム医療」の実践が始まっているが、統一的な基準はなく、実施内容・体制、レベル、安全性、効果は様々である。また、医師でなくても対応可能な業務まで医師が行っているケースがあるなど、必ずしも看護師等の医療関係職種の専門性を十分に発揮できていない状況にある。

そこで、「チーム医療」を実践する医療機関の協力を得て、「チーム医療」の安全性や効果等を実証的に検証し、一定水準に達したチーム医療を全国展開していく必要がある。

## 3. 事業の内容

---

### （1）実施主体

病院、訪問看護ステーション等

### （2）概要

「チーム医療推進会議」で策定されるガイドライン（※平成22年度中に策定予定）に基づき、周術期管理、摂食嚥下、感染制御などの「チーム医療」の分野を設定し、医療機関等において、医師の包括的指示の下に行われた「チーム医療」における、①医師、看護師、薬剤師、管理栄養士等の業務の安全性の検証、②疾病の早期発見・回復促進、③重症化等の予防、④医師等の業務の効率化、⑤医師等の業務負担の軽減等について実証する。

### （3）目的

安全で質の高い医療を実現するため、各医療関係職種の専門性を高め、それぞれの役割を拡大し、各職種が互いに連携して、医療を提供する「チーム医療」を推進することにより、次のような効果が期待できる。

- 患者が質の高い医療サービスを利用することができる。
- 疾病の早期発見・回復促進により、国民生活の安心・安全に資する。
- 効率的な医療の提供、医療・介護の連携の推進に資する。 等

### (3) 予算

会計区分：特別枠

平成23年度予算要求（拡充に係る分）：1,555百万円

チーム医療実証事業全体に係る予算の推移：

H19	H20	H21	H22	H23
—	—	—	—	—

## 4. 評価（必要性、有効性、効率性）

### (1) 必要性の評価

以下の考察を行った結果、本事業には必要性が認められる。

①行政関与の必要性（民間に任せられないか）： / 無

「チーム医療」を推進することは、在宅医療、医療機関の間での連携、医療保険制度との関係など医療提供体制に関する施策全般に関わるものであり他の施策と整合性をとらなければならないことから、行政が関与する必要がある。

②国で行う必要性（地方自治体に任せられないか）： / 無

本事業の目的は、「チーム医療」を全国的に推進、普及していくことにあるため、国で行う必要がある。

③民営化・外部委託の可否： / 否

本事業の目的は、「チーム医療」を全国的に推進・普及していくことにあるため、国で行う必要がある。

しかし、実証事業自体は医療機関等へ、各種データの集計・分析については民間会社へ委託する予定である。

### ④他の類似事業との整理

#### 1) 民間に類似の取組はないか

個々の病院や学会というレベルにおいては、チーム医療の効果を実証的に検証する取組が見られる。

しかし、本事業のように、「チーム医療」を全国的に推進・普及していくという観点から幅広いチーム医療を対象とした取組を行っている例は他にない。

2) 地方自治体に類似の取組はないか

---

なし。

3) 他省庁に類似の取組はないか

---

なし。

(2) 有効性の評価

---

(政策効果が発現する仕組み)

---

- 「チーム医療」についての安全性や効果等を実証的に検証
- 一定水準に達した「チーム医療」を全国展開
  - 質の高い医療サービスの提供、医師をはじめとする医療従事者の業務負担軽減
  - 疾病の早期発見・回復促進
  - 国民生活の安心・安全

(検証)

---

上記の仕組みが機能するためには、「チーム医療推進会議」において、有識者からいただいた御意見を参考に策定されたガイドラインに基づく取組について安全性や効果等を実証的に検証し、一定水準に達した「チーム医療」を全国展開していく必要がある。

(3) 効率性の評価

---

実証事業自体は医療機関等へ、各種データの集計・分析能力に優れた民間会社へ委託することで、事業を効率的に行う。

(4) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

---

特になし。

5. 評価の反映

---

4(2)有効性の評価において記載した工夫を事業内容に盛り込んだ上で、平成23年度予算概算要求（元気な日本復活特別枠）において所用の予算を要求することとする。

## 6. 事後の検証

---

### (指標)

---

本事業が期待した効果を発揮したかどうかを測定するための指標については、現在、「チーム医療推進方策検討WG」において検討を進めている、「チーム医療」推進のための具体的な方策が策定され次第定めることとする。（平成23年度中目途）

### (評価計画)

---

本事業の効果を測定するために、上記指標を定め、その指標をもとにして、本事業の終了後に効果を検証することとする。